

沖縄県後期高齢者医療広域連合公告式規則

〔平成19年3月5日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第5項に規定する沖縄県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)の定める公表を要する規程以外の告示(以下「告示」という。)の公示について、必要な事項を定めるものとする。

(告示の公示)

第2条 告示を公示しようとするときは、前文、公示の年月日及び広域連合長名を記入し、広域連合長印を押さなければならない。

2 告示は、沖縄県後期高齢者医療広域連合の掲示場に掲示して行う。

(施行期日)

第3条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月5日から施行する。